

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	◇ 訓 令	ページ
○	北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務局総務部 法制課】	2
○	北九州市統計事務取扱規程の一部を改正する訓令【企画調整局政策部 企画課】	9

北九州市訓令第2号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総合保健福祉センター担当部長を除き、」、「及び保健所担当部長」及び「を除き、アジア低炭素化センター担当部長及びアジア低炭素化センター担当課長にあつては別表第2の1の表」を削る。

別表第1の部長の欄中「SDGs推進室長」、「地方創生推進室長」、「東アジア文化都市推進室長」、「世界体操・新体操選手権推進室長」、「総合保健福祉センター担当部長」、「保健所担当部長」、「アジア低炭素化センター担当部長」、「緊急経済対策室長」及び「産業イノベーション推進室長」を削り、同表の課長の欄中「SDGs推進室次長」、「地方創生推進室次長」、「債権管理室次長」、「東アジア文化都市推進室次長」、「世界体操・新体操選手権推進室次長」、「アジア低炭素化センター担当課長」、「緊急経済対策室次長」及び「産業イノベーション推進室次長」を削り、「空き家活用推進室長」を「みどりの愛護のつどい推進室長」に改める。

別表第3の6の表の税務部長の項の次に次のように加える。

債権管理 室長	(1) 1件300万円を超える国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育料並びにこれらに付随する延滞金等(以下「国民健康保険料等」という。)の徴収に係る財産の差押え及び交付要求並びにこれらの解除 (2) 国民健康保険等の徴収に係る差押財産(不動産に限る。)の処分(見積価格の決定を含む。) (3) 国民健康保険料等の不納欠損処分
------------	---

別表第3の6の表に次のように加える。

東部料金 納付課長 及び西部	(1) 1件300万円以下の国民健康保険料等の徴収に係る財産の差押え及び交付要求並びにこれらの解除 (2) 国民健康保険料等の徴収に係る差押財産(不動
----------------------	--

料金納付 課長	産を除く。)の処分(見積価格の決定を含む。) (3) 国民健康保険料等の徴収猶予及び換価猶予 (4) 国民健康保険料等の滞納処分の停止
------------	---

別表第3の8の表の総合保健福祉センター担当部長の項中「総合保健福祉センター担当部長」を「技術支援部長」に改め、同表の保健所担当部長の項及び東部生活衛生課長及び西部生活衛生課長の項を削る。

別表第3の11の表の商業・MICE推進部長の項中「商業・MICE推進部長」を「地域経済振興部長」に改める。

別表第3の13の表中

「

都市再生 整備課長	(1) 土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の制限に対する許可(仮換地未指定地の重要なもの及び且過地区土地区画整理事業に係るものを除く。)
まちなか 再生支援 課長	(1) 市街地再開発事業に係る道路、河川及び水路の一時占有 (2) 市街地再開発事業に係る道路、河川及び水路の境界明示 (3) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第13項又は第38条の4第22項の規定による認定 (4) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項又は第39条の7第9項若しくは第39条の106第2項の規定による認定 (5) 租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は第39条の7第11項若しくは第39条の106第4項の規定による認定

を

」

「

事業推進 課長	(1) 土地区画整理法第76条第1項に規定する建築行為等の制限に対する許可(仮換地未指定地の重要なもの及び且過地区土地区画整理事業に係るものを除く。) (2) 市街地再開発事業に係る道路、河川及び水路
------------	---

<p>の一時占有</p> <p>(3) 市街地再開発事業に係る道路、河川及び水路の境界明示</p> <p>(4) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第14項又は第38条の4第24項の認定</p> <p>(5) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項の認定</p> <p>(6) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項の認定</p>	に
--	---

改める。

（北九州市区長以下専決規程の一部改正）

第2条 北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表中

(31) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育所の保護者負担金に係る延滞金の減免		～2	2～	を
(32) 国民健康保険料等及び後期高齢者医療保険料の繰上げ徴収、徴収の囑託、徴収の受託及び過誤納整理			全額	

(31) 国民健康保険料等及び後期高齢者医療保険料の徴収の囑託、徴収の受託及び過誤納整理			全額	に
--	--	--	----	---

改め、同表中第33号を第32号とし、第34号を第33号とし、第35号を第34号とし、同表第36号中「国民健康保険料等」を「負担金、使用料、手数料その他の収入」に、「並びに国民健康保険料等及び後期高齢者医療保険料の」を「及び」に改め、同号を同表第35号とし、同表中第37号を第36号とし、第37号の2を第37号とし、第44号を第45号とし、第39号から第43号までを1号ずつ繰り下げ、同表第38号中「国民健康保

険料等及び後期高齢者医療保険料」を「負担金、使用料、手数料その他の収入」に改め、同号を同表第39号とし、同表第37号の3を同表第38号とする。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第3条 北九州市事業所長等専決規程(昭和43年北九州市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2の7の表中「及び西部斎場」を削る。

別表第2の8の表の所長の項第3号中「第1条の規定による」を「第1条の2の」に改める。

別表第2の19の表を別表第2の20の表とし、別表第2の10の表から別表第2の18の表までを1表ずつ繰り下げ、別表第2の9の表の次に次の1表を加える。

10 保健所に関する事項

専決権者	専決事項
所長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第60条第1項及び第61条の規定による停止(3日以内のものに限る。) (2) 食品衛生法第67条第2項の規定による委嘱 (3) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)第7条第1項第1号及び第2号の指示及び命令 (4) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第3号に規定する業務停止命令 (5) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定する営業許可 (6) 旅館業法第3条の2第1項及び第3条の3第1項の承認 (7) 旅館業法第7条の2に規定する措置命令 (8) 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項に規定する営業許可 (9) 興行場法第6条に規定する営業許可の取消し及び営業停止命令 (10) 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項に規定する営業許可(北九州市公衆浴場法施行

- 条例（平成24年北九州市条例第58号）第2条第1号に規定する普通公衆浴場の新設に係るものを除く。）
- (11) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に規定する納骨堂の経営等の許可
 - (12) 墓地、埋葬等に関する法律第19条に規定する整備改善、使用の制限又は使用の禁止の命令及び納骨堂の経営等の許可の取消し
 - (13) 福岡県ふぐ取扱条例（昭和53年福岡県条例第38号）第11条第1項に規定する期間を定めた業務の停止命令（3日以内のものに限る。）
 - (14) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第2項（同法第8条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
 - (15) 化製場等に関する法律第7条（同法第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）に規定する施設の使用の制限又は禁止の命令
 - (16) 化製場等に関する法律第9条第1項に規定する動物の飼養又は収容の許可及び同条第4項の規定による届出の受理
 - (17) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条に規定する食鳥処理の事業の営業許可
 - (18) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項に規定する食鳥処理場の構造又は設備の変更許可
 - (19) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第8条に規定する食鳥処理の事業の停止命令（3日以内のものに限る。）
 - (20) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第9条に規定する食鳥処理の事業の停止命令（3日以内のものに限る。）
 - (21) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項及び第2項に規定する確認規程及びその変更の認定
 - (22) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第1項に規定する報告の徴収

- (23) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項及び第3項の許可（第1項の許可については、病院に係るものを除く。）
- (24) 医療法第12条第1項ただし書及び第2項の許可（病院に係るものを除く。）
- (25) 医療法第18条ただし書の許可（病院に係るものを除く。）
- (26) 医療法第25条の2に規定する県知事への通知
- (27) 医療法第27条の許可証の交付（病院に係るものを除く。）
- (28) 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の許可
- (29) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の登録及び同条第3項の更新
- (30) 毒物及び劇物取締法第6条の2第1項の許可
- (31) 毒物及び劇物取締法第15条の3（同法第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する回収等の命令
- (32) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第26条第1項第4号の許可
- (33) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の許可及び同条第4項の更新
- (34) 医薬品医療機器等法第7条第4項ただし書の許可
- (35) 医薬品医療機器等法第12条第1項の許可及び同条第4項の更新
- (36) 医薬品医療機器等法第13条第1項の許可及び同条第4項の更新
- (37) 医薬品医療機器等法第14条第1項及び第15項前段の承認
- (38) 医薬品医療機器等法第24条第1項の許可及び同条第2項の更新
- (39) 医薬品医療機器等法第28条第4項ただし書の

	<p>許可</p> <p>(40) 医薬品医療機器等法第39条第1項の許可及び同条第6項の更新</p> <p>(41) 医薬品医療機器等法第39条の2第2項ただし書の許可</p> <p>(42) 医薬品医療機器等法第70条第1項の規定による命令及び同条第3項の処分</p> <p>(43) 医薬品医療機器等法第72条の2第1項に規定する業務体制の整備命令</p> <p>(44) 医薬品医療機器等法第72条の2の2の規定による命令</p>
<p>東部生活衛生課長及び西部生活衛生課長</p>	<p>(1) 食品衛生法第55条第1項に規定する営業許可</p> <p>(2) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第8号の申出の受付及び調査</p> <p>(3) 墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項に規定する改葬許可</p> <p>(4) 狂犬病予防法第4条第2項の規定による登録</p> <p>(5) 狂犬病予防法第5条第2項に規定する注射済票の交付</p> <p>(6) 狂犬病予防法施行令第1条の2の鑑札の再交付</p> <p>(7) 狂犬病予防法施行令第3条の注射済票の再交付</p> <p>(8) 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例（平成28年福岡県条例第39号）第17条第4項の指導</p>

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市訓令第3号

庁中一般

北九州市統計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

北九州市統計事務取扱規程（昭和39年北九州市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「企画調整局政策部企画課長」を「企画調整局総務調整部総務課長」に、「企画課長」を「総務課長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「企画課長」を「総務課長」に改める。

第4条本文、第5条第1項及び第2項各号列記以外の部分、第6条第4項、第7条、第8条並びに第9条中「企画課長」を「総務課長」に改める。

第1号様式中「企画調整局政策部企画課長」を「企画調整局総務調整部総務課長」に改める。

第2号様式中「企画調整局政策部企画課長」を「企画調整局総務調整部総務課長」に、「を企画課長」を「を総務課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。